

◆◆◆八戸市介護用品支給事業のご案内◆◆◆

1. 支給対象者

次の要件の全てに該当する主介護者

- ①「主に介護する人」と、「介護を受ける人」は、八戸市に住民登録をしている。
- ②「主に介護する人」と、「介護を受ける人」が、市民税非課税世帯である。
- ③「介護を受ける人」は、要介護4又は要介護5に該当する高齢者である。
- ④「主に介護する人」が、「介護を受ける人」を在宅で介護している。

※「介護を受ける人」1人に対し、支給対象者は1人とします。

※ 定期的なショートステイの利用や、施設入所などしている方は
支給対象外です。

2. 支給介護用品

取扱い品目一覧表に記載してある、27品目の中から1つをお選びください。

3. 支給方法

4月、6月、8月、10月、12月、2月の中旬から下旬ごろに、2カ月分を
業者がお届けします。(新規申請の方は、これに限りません。)

4. 用品支給の限度額

「介護を受ける人」1人あたり、年額75,000円が支給限度額です。

※配達数量は、年間を通して支給限度額を超えない程度に設定しております。

しかし、物価高騰等の事情から限度額を超えてしまう場合があります。

その際には、事前に「主に介護する人」へご連絡します。

これから申請する方へ

申請するときは、下記の書類を高齢福祉課にご提出ください。

- (1) 八戸市介護用品支給申請書
- (2) 「介護を受ける人」の介護保険被保険者証、又はその写し

すでに支給を受けている方へ

申請時当初と、記入内容に変更があった場合、高齢福祉課へ届出が必要になることがございます。裏面をご覧ください、分からないことがありましたら
高齢福祉課(Tel 43-2111 内線5152)へお問い合わせください。

「八戸市介護用品支給変更届」を提出する場合

- ① 介護用品(おむつ)の種類を変更したいとき。
⇒届出した月の翌月以降の配達分から変更になります。
(商品の廃番等により、変更届を提出していただく場合もございます。)
- ② 八戸市内で住所変更(転居)をしたとき。
⇒「主に介護する人」、「介護を受ける人」のほか、同世帯の人の転居でも届出が必要です。
- ③ 当初の「主に介護する人」が変更になり、在宅での介護を継続するとき。
⇒「主に介護する人」を変更する届出が必要になります。

「八戸市介護用品支給資格喪失届」を提出する場合

- ① 八戸市外へ住所変更(転出)したとき。
⇒「主に介護する人」、「介護を受ける人」どちらの場合でも、届出が必要です。
- ② 市民税非課税世帯でなくなったとき。
⇒「主に介護する人」の世帯、「介護を受ける人」の世帯、どちらの場合でも届出が必要です。
- ③ 「介護を受ける人」が、施設入所・入院・ショートステイの多用等により、在宅介護の状態でなくなったとき。
⇒在宅で介護する必要がなくなった時点で、速やかに高齢福祉課へ御連絡ください。
- ④ 「介護を受ける人」の要介護状態区分等が、要介護4または要介護5以外となったとき。
- ⑤ 「介護を受ける人」が亡くなられたとき。

※以上の届出が遅れ、不当に支給を受けていた場合は、返品していただくこともございますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

八戸市 高齢福祉課 電話43-2111 内線5152